

職業実践力育成プログラム(BP)への申請について

令和5年10月5日

①学校名:	神奈川県立保健福祉大学 大学院(公立)		②所在地:	神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-10 RGBT2			
③課程名:	ヘルスイノベーション研究科 ヘルスイノベーション専攻		④正規課程／ 履修証明プログラム:	正規課程		⑤開設年月日:	平成31年4月1日
⑥責任者:	ヘルスイノベーション研究科長 鄭 雄一		⑦定員:	修士課程 15名/1学年		⑧期間:	2
⑨申請する課程の目的・概要:	公衆衛生学を基盤とし、イノベーションの創出に取り組む人材を育成している。先端技術やデータサイエンス、アドミニストレーションなど、幅広い知識や能力を持ち、多様なステークホルダーと協働できる人材になることを目指す。本研究科の理念を修得する「共通科目」を柱に、公衆衛生学位取得に不可欠な「公衆衛生学基盤科目」、興味関心に合わせた履修が可能な「ヘルスイノベーション専門科目」、アウトプットに重視した「実習・特別研究科目」など、次世代のヘルスイノベーターを育成するカリキュラムを整えている。						
⑩10テーマへの該当	医療・介護・起業(アントレプレナーシップ)	⑪履修資格:	学校教育法第102条に規定する大学院に入学することができる者及び大学院が認めるもの				
⑫対象とする職業の種類:	保健・医療・福祉関係従事者、企業における企画・事業開発担当者						
⑬身に付けることのできる能力:	(身に付けられる知識、技術、技能)			(得られる能力) <ul style="list-style-type: none"> ・現代における公衆衛生・保健医療福祉の現状、最新のテクノロジーや社会システムを把握し、科学的な評価・分析に基づいて課題を抽出できる能力 ・科学的根拠に基づいた革新的な課題解決の方策を検討できる能力 ・多様な背景を持った人や組織間での合意形成を実現するため、多面的な視点から物事を捉える能力、プレゼンテーション・コミュニケーション・語学能力 ・組織が限られた資源を有効かつ効率的に活用して課題解決を実現させるための、計画・管理・実行能力 			
⑭教育課程:	(共通科目)本学の理念である「ヒューマンサービス」や、本研究科が追究する「ヘルスイノベーション」や「未病」のコンセプトの基本概念について共有し、カリキュラムの全貌を俯瞰するための科目を設置。また、現代のイノベーションに不可欠な「データサイエンス」や「ヘルスイノベーションにおける責任ある研究・イノベーション」など、専門科目への架橋となる基本的な知識・能力を習得。 (公衆衛生学基盤科目)国際的なスタンダードとして認知されている米国公衆衛生学教育協議会が定める公衆衛生プログラムの基準に沿って「疫学」「生物統計学」「社会行動科学」「環境保健学」「保健医療管理学」の5領域から科目を配置。現代における保健・医療・福祉課題の探求や、その解決に向けた科学的思考の礎となるパブリックヘルスの知識や能力を滋養。 (ヘルスイノベーション専門科目)新たな課題解決の方策を立案するため、革新的なテクノロジーやデータサイエンス、組織管理に欠かせないビジネス科目など、多面的な観点から科目を配置。従来のシステムでは対応しきれない課題解決に資するイノベーションの創出に向けて、学際的アプローチを目指す。 (実践・特別研究科目)「共通科目」「公衆衛生学基盤科目」「ヘルスイノベーション専門科目」で学んだ知識や能力を活用する実践的な演習・実習科目を配置して、ヘルスイノベーションの実現に向けた手法を経験する。例えば、新たな事業創造について学ぶ「アントレプレナーシップ」や、様々なステークホルダーを動かすための「プレゼンテーション」や「組織マネジメント」を設置するほか、実際に社会における取り組みを経験するために「フィールド実習」を配置し、実践的かつ能動的な学びの場を提供する。そして、そのような学びや実習の経験等を踏まえて、修士論文をまとめる。						
⑮修了要件(修了授業時数等):	必修科目21単位、選択科目から21単位以上を修得し、42単位以上修得すること。科目区分ごとに、共通科目から4単位以上、公衆衛生学基盤科目から14単位以上、ヘルスイノベーション専門科目から6単位以上、実践・特別研究科目から11単位以上を修得すること。修了要件は、2年以上在学し、所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受け、課題研究もしくは修士論文の審査に合格すること。						
⑯修了時に付与される学位・資格等:	修士(公衆衛生学)						
⑰総授業時数:	85 単位	⑱要件該当授業時数:	78単位	該当要件	双向性・実地・企業等・実務家	⑲要件該当授業時数／総授業時数:	92 %
⑲成績評価の方法:	各講義における議論への参加度、プレゼンテーション、レポート提出によって評価						
⑳自己点検・評価の方法:	学校教育法第109条に定める評価を実施する。自己評価・内部質保証審査会を設置し業務実績の評価を行う。結果についてはホームページで公表する。						
㉑修了者の状況に係る効果検証の方針:	学期終了時に授業評価アンケートを実施し、学生からの評価を科目ごとにまとめて教授会資料とすることにより効果を検証する。 また、修了者の学びを生かした起業や実践活動の情報を得ることにより、効果を検証する。 これらについては経営審議会及び評価委員会の資料としても掲出し、学外委員による効果検証も行っている。						

<p>㉓企業等の意見を取り入れる仕組み:</p>	<p>(教育課程の編成) 公立大学法人として、経営審議会を設置。経営審議会には、学外委員4名(うち2名は民間企業の者)が参画。</p>
<p>㉔社会人が受講しやすい工夫:</p>	<p>(自己点検・評価) 公立大学法人として、法人業務を審査する評価委員会を設立団体である神奈川県が設置。評価委員会委員には、外部の者が参画。</p>
<p>㉕ホームページ:</p>	<p>https://www.kuhs.ac.jp/shi/</p>